

## 日岡山公園の管理運営に関する年度協定書

加古川市（以下「甲」という。）と、●●●（以下「乙」という。）とは、甲と乙との間で締結された令和●年●月●日付日岡山公園の管理運営に関する基本協定（以下「指定管理基本協定」）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 年度協定の期間は、●年4月1日から●年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 甲は、乙に指定管理業務に係る指定管理料として、●●●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、●箇月ごとの均等分割払いとし、甲は、指定管理基本協定第8条第2項に定める月次報告書により乙の業務の履行を確認したうえで、●箇月分の指定管理料を乙の請求に基づき支払うものとする。

3 前項の規定による●箇月ごとの均等分割払いの額に100円未満の端数があるときは、その端数金額をすべて最初の月分に合算するものとする。

4 甲は、第2項に規定する請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を支払うものとする。

（自動販売機に係る設置許可使用料）

第3条 乙は、次の表に掲げるとおり、自動販売機を設置する。

	設置台数	設置面積
合計		

2 乙は、前項に示す自動販売機の設置許可使用料として、設置面積に指定管理基本協定第22条第6項に定める設置許可使用料単価を乗じた合計額●●●, ●●●円を甲に支払うものとする。

3 乙は、甲が発行する納入通知書により納入期限内に設置許可使用料をそれぞれ納付するものとする。ただし、設置許可期間が1年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、1円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

（精算項目等）

第4条 第2条第1項の指定管理料のうち、施設の修繕費として、300万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を見込むが、決算の結果、その要した経費の額が当該見込額に満たないときは、乙はその差額を甲の指定する日までに返納するものとし、その要した経費の額が当該見込額を上回ったときは、乙の負担とする。

2 第2条第1項の指定管理料のうち、施設の光熱水費として、●●●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を見込むが、決算の結果、光熱水費の額が当該見込額に満たないときは、乙はその差額を甲の指定する日までに返納するものとし、その要した経費の額が当該見込額を上回ったときは、乙の負担とする。

3 乙は、決算時において、自動販売機売上に対して指定管理基本協定第22条第7項で定める割合を乗じて得られる割合相当額が繰入計画額を超過する場合、その超過分を市へ納付するものとする。

（協議）

第5条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、そ

の都度甲乙協議して定めるものとする。

年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市  
加古川市長

乙（構成企業）

（代表者）